令和5年台風第13号による災害で被災された方の 「後期高齢者医療保険料の減免」について

被保険者又はその属する世帯の世帯主が家屋又は家財にその価格の 10 分の3以上の損害(保険金等で補てんされるべき金額を控除した額)を受けるなどした場合、申請することにより、後期高齢者医療保険料を減免します。

全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水の場合が該当 (準半壊・一部損壊の場合でも床上浸水の場合は該当)

1 対象保険料

- ・普通徴収の方は、第2期から第7期分
- ・年金特別徴収の方は、10月・12月・2月天引き分

2 減免基準

① 住宅等の損害による減免

損害の程度	減免の割合
10分の3以上10分の5未満	10分の5
10分の5以上	10分の10

- ※保険金などにより補てんされるべき金額がある場合は、損害額から差し引かれます。
- ※申請した場合でも、損害額が10分の3未満である場合は、減免に該当しません。
- ※令和4年中の被保険者、被保険者の配偶者、世帯主の合計所得金額が1,000万円以上の方は対象になりません。
- ② 世帯主が死亡した等の理由により、世帯主の合計所得金額が前年より 10 分の5以上減少する見込みである場合、10 分の5から全額を減免
- ③ 所得の減少により、被保険者等の合計所得金額が前年より10分の5以上減少する見込みである場合、10分の5から全額を減免
- ※②、③については、申請に必要なものなど詳しくは国保年金課高齢者医療係にお問い 合わせください。

3 申請に必要なもの

- 申請書(窓口に備え付けてあるほか、市ホームページに掲載)
- ・令和5年度保険料通知書(※災害により汚損や紛失した場合は省略可)
- ・り災証明書
- 保険金などにより補てんされるべき金額がある場合は、その金額がわかる書類
- 代理人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証明書

4 受付場所·時間

受付場所	受付期間	受付時間
いわき市文化センター 教育図書資料室(3階)	108168 (8) \$5	午前9時から
各支所市民課 市民係(市民福祉係)	10月16日(月) から	午後 4 時 30 分まで

- ※平日のみの受付となります。※終了日は決まり次第お知らせします。
- ※市民サービスセンターでは受付しません。

5 その他

普通徴収については納期どおりの納付をお願いします。減免決定後に還付が生じる場合は還付します。

6 お問い合わせ先